

## 事業主を支援する 助成金、給付金

国や地方自治体などから様々な助成金や給付金が交付されています。どちらも提示される条件を満たしていれば申請ができます。今回は、その中から3つ紹介いたします。

### 「働き方改革推進支援助成金」～勤務間インターバル導入コース～

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後次の勤務までに一定時間以上の「休息时间」を設けることで、働く方の健康保持や過重労働の防止を図る制度です。

この勤務間インターバル制度の導入と労働時間削減の取組に要する経費の一部が、助成金として支給されます。（上限額最大100万円）

#### ◆要件

①「勤務間インターバル」制度を就業規則に導入し、②労働能率の増進に資する**設備機器**等の導入・更新をし、働きやすい職場づくりを計画・実施すること  
で申請できます。  
この設備機器等の種類には、下記のようなものが認められています。



新しい設備機器等の導入予定があるという事業主の方は、比較的に取り組みやすく、申請可能であることが多い助成金です。一度検討されてもいいかもありません。  
交付・支給申請に関して、詳しい支給要件や取組内容（導入する設備機器の種類）など、お問い合わせてください。現在の状況をお伺いしながらお話をさせていただきますので、ご相談ください。

- ① 飲食業…自動釣銭機や自動食器洗い乾燥機
  - ② 建設業…ダンプカーを追加導入
  - ③ 小売業…POS装置
  - ④ 製造業…成分分析計を携帯型に更新 など
- ※スマホ、タブレットは不可

### 「65歳超雇用推進助成金」～高齢無期雇用転換コース～

有期契約労働者を無期雇用（正社員化の必要はありません）へ転換させた事業主に支給される助成金です。

- 対象労働者1人につき
- ★中小企業 48万円
- ★中小企業以外 38万円

主な要件は次の通りです。

- ① 50歳以上64歳未満の有期契約労働者であること
  - ② 定年年齢未満の者であること
  - ③ 高年齢法が定める基準に合致した就業規則のあること
- ※支給申請年度1事業所当たり10人までです。
- ※就業規則等の整備が必要ですが、  
※別途生産性要件をクリアすると10～12万円の上乗せがあります。



## 雑感

40代後半で人生の再出発をすることとなった私は、ようやく手にした社会保険労務士と行政書士という二つの資格を頼りに事務所を開きました。経験も人脈も知識もない、あんなに必死な気持ちだけという実に心細い船出でした。

社労士として初めて契約していただいた日の感激、初めて建設業許可の仕事で府庁の窓口に行った日の緊張感。今でも忘れることができません。

その後も次々と良いお客様に恵まれたおかげで25周年の節目(ふしめ)を迎えることができました。逐一(ちくいち)、記して感謝の気持ちを申し上げるべきですが、許された紙面は十分ではありません。どうか意のあるところをお汲み取りいただき、今後ともよろしくご依頼申し上げます。(副所長 正垣杉雄)

### 「一時支援金」 （緊急事態宣言の影響緩和）

飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けた事業者、一時支援金が給付される制度です。

- ★中小法人等 (上限) 60万円
- ★個人事業者等 (上限) 30万円

◆対象となるのは、前年比又は前々年比で2021年1月2月3月のいずれかの月の売上が50%減少した事業者

◆緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接的に取引のある事業者

② 外出自粛等の影響を受けた事業者  
※①直接的に取引のある事業者とは、飲食加

工製造業者、器具備品事業者、サービス事業者接客サービス業者、廃棄物処理業者等などです。間接的に取引のある事業者とは、流通関連事業者、生産者などです。  
ただし都道府県から時短要請を受けている飲食店と直接・間接的に取引のある事業者に限ります。  
※②については、宿泊事業者、旅客運送事業者(タクシー等)、小売業(雑貨屋等)、文化・娯楽サービス事業者(カラオケ等)、対人サービス事業者(理美容店、クリーニング店等)など主に対面で個人向けに商品・サービスの提供を行う事業者などです。  
申請では、登録確認機関による事前確認が必要となります。